

大和市告示第139号

大和市介護予防ポイント事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年6月30日

大和市長 大 木 哲

大和市介護予防ポイント事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市介護予防ポイント事業実施要綱（平成25年大和市告示第135号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、「5000ポイント」を「30,000ポイント」に改める。

第7条第1項後段を削り、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第2項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の規定によるポイントから転換金への転換は、1ポイントにつき1円の換算により、1,000ポイント単位で行うものとする。
- 3 転換金に転換できるポイントの上限は、1年度当たり30,000ポイントとする。

第9条中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の大和市介護予防ポイント事業実施要綱の規定は、平成29年度に行った介護予防ポイント活動から適用する。